

ダイレクトパブリッシング時代における電子書籍配信の諸問題

The Issues on the Direct-Publishing

鈴木香織[†] 安田和史[‡] 清水利明

Kaori Suzuki[†] Kazufumi Yasuda[‡] Toshiaki Shimizu

[†] 文教大学 情報学部

[‡] 東京理科大学大学院

[†] Faculty of Information and Communication, Bunkyo Univ.

[‡] Graduate School of Tokyo University of Science.

要旨

電子出版は従来の出版形態のみに留まらず、必ずしも出版社を介さなくても出版をすることが出来るようになるという期待が高まっている。すなわち、作家がインターネット上で、直接ユーザーにコンテンツを届けることができる「ダイレクトパブリッシング (Direct-Publishing)」である。そして、市場の拡大が特に期待されるダイレクトパブリッシングの分野は、出版社を介して行われる電子出版とは異なる課題を多く包含しているといえる。それにも関わらず、現状において学術的な検討が十分ではないことから検討を行う。

1. はじめに

出版もデジタル化の波が押し寄せ、いよいよ電子書籍の時代が到来したといえる。スマートフォンやiPadのような汎用的な製品だけではなく、インターネット通販で国内最大手である楽天は、子会社のコボ (カナダ・トロント) から電子書籍専用端末を上市するようになった。電子出版事業者は、これらの事業の拡大を図るべく、コンテンツをより多く市場に投入するという課題を抱えているが、その中の一部として一般のユーザーが出版社を通すことなく配信するコンテンツが存在している。

電子書籍に関する法的問題については、現在、出版社を配信者 (Publisher) とすることを前提とした議論や、紙媒体のものをスキャンしたコンテンツの流通に関する議論が中心となっている。

現在に至るまでの議論を検討すると、同分野の研究において十分な議論がなされていない分野があることが指摘できる。それが、前述した一般のユーザーによる「ダイレクトパブリッシング (Direct-Publishing)」の分野である。

「セルフパブリッシング」とは、作家と読者 (消費者) が、出版社を介さずとも、ほぼ直接的に配信する事ができるようになることを言うが、それを踏まえて、そこに内包される法的リスクと市場への影響についての研究は全く見当がなされていない。

本報告では、電子出版の中でも特に国民の全てが安価に流通市場に自身の創作した電子書籍コンテンツを置く事が可能になるダイレクトパブリッシング時代における事業者の責任について考察を行う。

2. 研究

このような出版形態は、電子書籍市場におけるコンテンツの爆発的な豊富化に寄与する可能性がある反面、創作時における第三者の権利を侵害するリスクや海賊版コンテンツが流通した際の対応を全て作家個人で負わなければならない可能性がある等、これまで出版における「質」の確保をしてきたと言える出版社が介在しないことによる課題も多い。

例えば、ダイレクトパブリッシングの分野から違法コンテンツが氾濫するようになれば、電子書籍市場全体の「質」の低下を招き、悪影響を及ぼす可能性がある。また、これまで出版に関する義務や責任は、著作権者である作家は格別、出版物を流通に置く出版者が負ってきた。ダイレクトパブリッシング

は、必ずしも出版社が介在する必要はないため、作家らとその義務や責任の全てを負うことになるのか、また、電子出版を行う際に利用する Amazon のような流通事業者を介する場合には、流通事業者が責任を負うのか等、この点についての学術的な議論は十分ではない。そこで、ダイレクトパブリッシングにおける多くの創作上の課題および出版にかかる責任についての課題を整理し、包括的な解決策を示唆するべく発展的な考察を試みるものである。

デジタル時代における出版物の流通が徐々に本格化し始めている。電子出版が一般になれば、出版に係るビジネスモデル全体に影響があると考えられる。出版に係るビジネスモデルの変革は、文化的影響は勿論の事、市場環境、教育、あるいはコミュニケーションといった多くの分野に波及的影響が予想される。なお、従来から日本は、電子書籍大国であったといえるが、それは、正規の利用者が特定し易く課金などが容易であることから、携帯電話への配信がサービスの中心となっていることが理由である。しかしながら、現在においては、iPad、Kindle、GALAPAGOS に代表されるような国内外メーカーによる新たなデバイスが普及し、Amazon、iBook Store のようなインターネット上の配信ルートからの様々な形態の電子書籍が流通するようになっており、さらに自由度を高めて成長を続けている。

これまで、電子書籍と出版（特に、一般の作家が出版社を通じて電子出版を行う場合）については、政府の審議会等で検討が進められているほか、有識者による考察も増えてきている。Google Book Search、海外サイトにおける海賊版問題、自炊（紙媒体の書籍をスキャナでデジタル化する）サービスの問題等が現在における中心の議論であると言える。

しかし、電子出版はそのような形態のみに留まらず、必ずしも出版社を介さなくても出版をすることが出来るようになるという期待が高まっている。すなわち、作家がインターネット上で、直接ユーザーにコンテンツを届けることができる「ダイレクトパブリッシング」である。ダイレクトパブリッシングは既存のビジネスモデルを破壊するイノベーションとなりうるビジネスプラットフォームであるという評価がある一方、安易に出版が行える事に対する懸念もあり、現時点での評価は二分されている。

しかし、市場の拡大が特に期待されるダイレクトパブリッシングの分野は、出版社を介して行われる電子出版とは、作家らが負う義務や責任の負担に加え、配信事業者がこれまでと異なることが予想されていることから、現在議論が進められている課題についての議論では解決を見出すことが出来ない別の課題を多く包含しているといえる。それにも関わらず、現状において学術的な検討が十分ではないことから、本調査研究における社会的意義は大きいと考える。

本報告においては、ダイレクトパブリッシングと著作権に関連する諸問題、及びダイレクトパブリッシング市場の動向を広く調査研究し、配信事業者の責任について考察することを目的とする。

そもそも現在、出版物の配信を中心に行っている出版社には、多くの義務や責任が生じている。出版社は法律上、作者（著作者）に依頼されて出版物を製作し、それを流通させるということをいわば「代理」しているだけであるような外観であるにも関わらず、多くの義務や責任を負わされている。

そもそも、米国をはじめとする諸外国では、著作者より著作権を譲渡する形で出版者が著作権を持っていることが多いという状況がある。そのため、出版者が主体的に訴権を有することから侵害対応などが迅速に行えるというメリットがある。しかしながら、我が国の出版慣習上著作権を出版社に譲渡するという制度を創設することは乱暴であるとの指摘もあり、実現が困難な状況にある。さらに、ライセンス契約に基づく対応ということも考えられるが、こちらについては著作者である作家側が、ライセンス契約が煩雑になれば作家が個人では十分に対応できないとして、否定的な見解を述べているなどこれらは実効性に疑問があるというのが一般的な理解であるといえる。

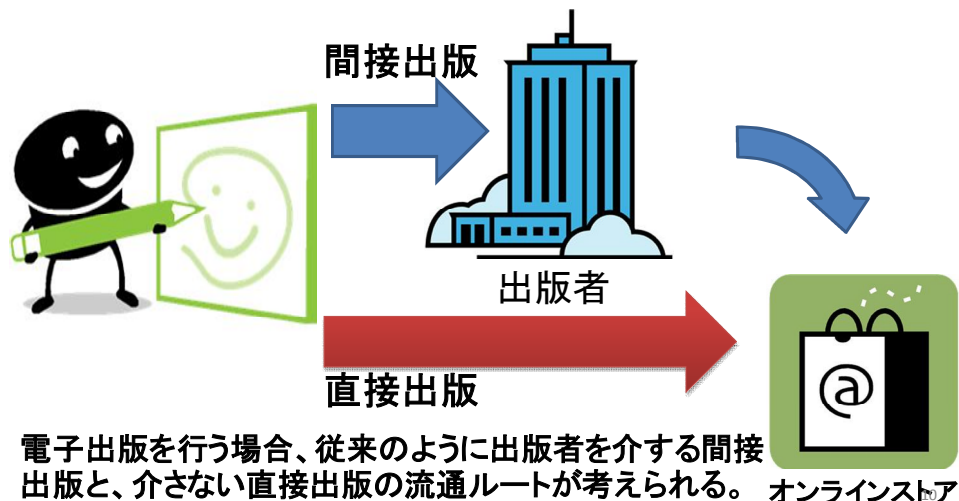
例えば、出版社は、他人の著作物の掲載をしているか否か、名誉棄損等の法的問題について、作者を監督する立場に置かれている。また、著作者と「著作権侵害をしていない」とする契約を結んだとしても監督する義務を免れることはありません。この状況については、我が国の裁判例の積み重ねが見られる。「樹林事件」東京地判平成2年4月27日（判時1364号95頁）は、原告が創作したレリーフ「樹林」に係る著作権及び著作者人格権を、被告デザイナーが大学在学中に卒業研究として製作した美術作品（以下、被告作品という）を侵害すると判示した事案がある。本件において被告出版社は、被告デザイナー

の著作権侵害につき「情を知っていたものと認めることはできない」と判示されたにもかかわらず、被告作品を掲載した出版社についてもその義務について「既に公表された美術の著作物については、これを侵害して製作した作品の写真を両誌に掲載することのないよう調査すべき義務がある」として不法行為責任が問われた。更に、「薬学書事件」東京地判平成2年6月13日（判時1366号115頁）は、原告が執筆した旧書籍の改定版である本件書籍の執筆および発行が、原告の著作権及び著作者人格権を侵害するとした事案だが、本件は出版社について、「執筆部分について、改訂前の表現の無断利用が行われないように、予め執筆者に対して注意を促し、更に、執筆済み原稿を照合して表現の利用の有無を確認し、これがあつた場合には被利用表現の執筆者の同意の有無を確認するなど、改訂前の執筆者の有する著作権、著作者人格権を侵害することを回避すべき措置を講じるべき義務があると解するのが相当である。」と判示している^[1]。

上記の先事例を参考に、ダイレクトパブリッシングにおける法的検討を加えるものである。

ダイレクトパブリッシングにおいては、新たな利害関係者としてオンラインストア事業者等が挙げられるが、当該事業者に係る法的検討は未だに行われていない。また、電子書籍を取り巻く環境の整備を進めているが、今後、オンラインストア事業者は法改正が行われた場合どのような問題が生じ得るのかについても十分な検討がされていない。報告では、これらを中心に検討を行うものである。

参考図1



以上

^[1] その他、出版社の責任や義務について扱った判決として、東京地判昭和61年4月28日〔石風呂の研究論文無断転載事件〕、東京高判平成14年10月8日〔浮世絵デジタルワーク事件〕等がある。